

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝央町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8 %
全職員	72.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	94.7 %
本庁係長相当職	98.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0 %
31～35年	103.0 %
26～30年	94.5 %
21～25年	89.4 %
16～20年	81.8 %
11～15年	90.0 %
6～10年	90.1 %
1～5年	79.7 %

【説明欄】

・令和6年度に在籍する全職員316人（男性：88人、女性：228人（育休等で休職中の職員を除く））のうち、会計年度任用職員は190人（男性：29人、女性161人）である。全男性に占める会計年度任用職員の割合は約33%であるのに対し、全女性では約71%となる。常勤職員、会計年度任用職員それぞれを比較すると男女の差異は小さい。しかし全職員を比較すると近年は女性職員の新規採用が増えた結果、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏り、相対的に女性の給与の割合が男性より低くなっている。

・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多い。

・勤続年数については、採用年度を勤続年数1年目としている。しかし、給与算定には経験に応じた前歴換算、また扶養手当の支給などの要因により、結果的に給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。